〇物品一覧(令和6年5月現在)

No.	品名	数量	単位	フロア名	エリア名
1	ロビーチェア	16	脚	1F	1F-エントランスホール2
2	トレー型パンフレットスタンド	1	台	1F	1F-エントランスホール2
3	閲覧テーブル	6	台	1F	1F-テラス1
4	チェア	18	脚	1F	1F-テラス1
5	作業用テーブル	4	台	1F	1F-ワークスペース
6	チェア	14	脚	1F	1F-ワークスペース
7	ソファ	2	台	1F	1F-ワークスペース
8	作業用長机	2	台	1F	1F-ワークスペース
9	デスク	2	台	1F	1F-ワークスペース
10	ブース	2	台	1F	1F-ワークスペース
11	ハイカウンター	1	台	1F	1F-ワークスペース
12	棚	2	台	1F	1F-ワークスペース
13	キャビネット	10	台	1F	1F-ワークスペース
14	6人用ロッカー	2	台	1F	1F-ワークスペース
15	ブックトラック書店用(両面)	1	台	1F	1F-ワークスペース
16	金庫	1	個	1F	1F-ワークスペース
17	スチール棚	3	台	1F	1F-ワークスペース
18	パーテーション	4	台	1F	1F-ワークスペース
19	キッチン	1	式	1F	1F-休憩室
20	チェア	10	脚	1F	1F-休憩室
21	フレーム型ステンレス傘立て	2	個	1F	1F-休憩室
22	ソファ		台	1F	1F-休憩室
23	テーブル		台	1F	1F-休憩室
24	ロッカー4人用		台	1F	1F-更衣室
25	事務用テーブル		台	1F	1F-事務室
26	チェア		脚	1F	1F-事務室
27	作業用テーブル	2	台	1F	1F-事務室
28	収納庫	14		1F	1F-事務室
29	4 人用ロッカー		台	1F	1F-事務室
30	棚		台	1F	1F
31	台車		台	1F	1F
32	踏台・脚立		個 ·	1F	1F
33	ワゴン		台	1F	1F-総合受付
34	受付窓口用チェア	<u> </u>	脚	1F	1F-総合受付
35	キャビネット	-	台	1F	1F-総合受付
36	ブックトラック書店用(両面)		台	1F	1F-総合受付
37	会議イス 		脚	1F	1F-総合受付
38	プロジェクター		台	1F	1F-総合受付(利用者貸出用)
39	モバイルスクリーン		台	1F	1F-総合受付(利用者貸出用)
40	ポータブルスピーカー	3	組	1F	1F-総合受付(利用者貸出用)

41	CDラジカセ	4	台	1F	1F-総合受付(利用者貸出用)
42	傘しずく取り	2	台	1F	1F-風除室1
43	傘袋装着機	2	台	1F	1F-風除室1
44	泥落とし用マット	2	枚	1F	1F-風除室1
45	棚	1	台	1F	1F-予約本コーナー
46	チェア	1	式	1F	1F-ラウンジ
47	テーブル	1	式	1F	1F-ラウンジ
48	ベンチ	1	式	1F	1F-ラウンジ
49	ソファ	1	式	1F	1F-ラウンジ
50	会議用椅子	25	脚	1F	1F-第1集会室
51	会議机	8	台	1F	1F-第1集会室
52	ホワイトボード	1	台	1F	1F-第1集会室
53	アルミ傘立て	1	台	1F	1F-第1集会室
54	コートハンガー	1	台	1F	1F-第1集会室
55	チェアポーター	1	台	1F	1F-第1集会室
56	吊り下げ式スクリーン	1	台	1F	1F-第1集会室
57	可動式鏡	2	台	1F	1F-第1集会室
58	会議用椅子	36	脚	1F	1F-第2集会室
59	会議机	12	台	1F	1F-第2集会室
60	ホワイトボード	1	台	1F	1F-第2集会室
61	アルミ傘立て	1	台	1F	1F-第2集会室
62	コートハンガー	1	台	1F	1F-第2集会室
63	チェアポーター		台	1F	1F-第2集会室
64	吊り下げ式スクリーン		台	1F	1F-第2集会室
65	扉付き鏡	1	面	1F	1F-第2集会室
66	会議用椅子	28		1F	1F-第3集会室
67	会議机		台	1F	1F-第3集会室
68	ホワイトボード		台	1F	1F-第3集会室
69	アルミ傘立て		台	1F	1F-第3集会室
70	コートハンガー		台	1F	1F-第3集会室
71	チェアポーター		台	1F	1F-第3集会室
72	吊り下げ式スクリーン		台	1F	1F-第3集会室
73	キッチン台		• •	1F	1F-第3集会室
74	冷蔵庫			1F	1F-第3集会室
75	オーブン付電子レンジ			1F	1F-第3集会室
76	炊飯器		台	1F	1F-第3集会室
77	調理道具(鍋・包丁・ざる 等)		式	1F	1F-第3集会室
78	ローテーブル		台	2F	2F-おはなしの部屋
79	授乳チェア		脚	2F	2F-こどもトイレ・授乳室
80	オムツ替え台		台	2F	2F-こどもトイレ・授乳室
81	ダストボックス		個	2F	2F-こどもトイレ・授乳室
82	屋外用テーブル・スツール		台	2F	2F-テラス2
83	屋外用チェア	12		2F	2F-テラス2

84	テーブル	2	台	2F	2F-児童閲覧室
85	閲覧席用チェア	48	脚	2F	2F-児童閲覧室
86	書架(移動式書架)	1	台	2F	2F-児童閲覧室
87	ブックトラック書店用(両面)	1	台	2F	2F-児童閲覧室
88	フリーワゴン	2	台	2F	2F-児童閲覧室
89	ロースツール	34	脚	2F	2F-児童閲覧室
90	屋外用テーブル	3	台	3F	3F-テラス3
91	屋外用ベンチ	12	台	3F	3F-テラス3
92	防音ブース	2	台	3F	3F-ミーティングルーム・対面朗読室
93	会議テーブル	6	台	3F	3F-ミーティングルーム・対面朗読室
94	会議イス	12	脚	3F	3F-ミーティングルーム・対面朗読室
95	閲覧用チェア	36	脚	3F	3F-閲覧室
96	ブックトラック書店用(両面)	1	台	3F	3F-閲覧室
97	フリーワゴン	2	台	3F	3F-閲覧室
98	ロースツール	12	台	3F	3F-閲覧室
99	会議イス	34	脚	3F	3F-調べもの
100	チェア	1	式	B1F	B1F-ラウンジ
101	テーブル	1	式	B1F	B1F-ラウンジ
102	ベンチ	1	式	B1F	B1F-ラウンジ
103	会議用椅子	25	脚	B1F	B1F-第4集会室
104	会議机	8	台	B1F	B1F-第4集会室
105	ホワイトボード	1	台	B1F	B1F-第4集会室
106	アルミ傘立て	1	台	B1F	B1F-第4集会室
107	コートハンガー	1	台	B1F	B1F-第4集会室
108	チェアポーター	1	台	B1F	B1F-第4集会室
109	譜面台	25	本	B1F	B1F-第4集会室
110	指揮者台	_	台	B1F	B1F-第4集会室
111	電子ピアノ		台	B1F	B1F-第4集会室
112	会議用椅子	45	脚	B1F	B1F-第1多目的室
113	会議机	15		B1F	B1F-第1多目的室
114	ホワイトボード		台	B1F	B1F-第1多目的室
115	アルミ傘立て		台	B1F	B1F-第1多目的室
116	コートハンガー		台	B1F	B1F-第1多目的室
117	チェアポーター			B1F	B1F-第1多目的室
118	扉付き鏡 エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		面	B1F	B1F-第1多目的室
119	下足入れ		台	B1F	B1F-第1多目的室
120	卓球台		台	B1F	B1F-第1多目的室
121	吊り下げ式プロジェクター		台	B1F	B1F-第1多目的室
122	ワゴンアンプ		台	B1F	B1F-第1多目的室
123	会議用椅子	110		B1F	B1F-第2多目的室
124	会議机		台	B1F	B1F-第2多目的室
125	ホワイトボード		台	B1F	B1F-第2多目的室
126	アルミ傘立て	1	台	B1F	B1F-第2多目的室

127	コートハンガー	1	台	B1F	B1F-第2多目的室
128	チェアポーター	1	台	B1F	B1F-第2多目的室
129	扉付き鏡	1	面	B1F	B1F-第2多目的室
130	下足入れ	1	台	B1F	B1F-第2多目的室
131	可動式ステージ	1	台	B1F	B1F-第2多目的室
132	司会者台	1	台	B1F	B1F-第2多目的室
133	ワゴンアンプ	1	台	B1F	B1F-第2多目的室
134	会議用椅子	5	脚	B1F	B1F-楽器練習室
135	テーブル	1	台	B1F	B1F-楽器練習室
136	ドラムセット	1	組	B1F	B1F-楽器練習室
137	シンセサイザー	1	台	B1F	B1F-楽器練習室
138	音響機器	1	式	B1F	B1F-楽器練習室
139	譜面台	5	台	B1F	B1F-楽器練習室
140	ロッカー	1	台	B1F	B1F-清掃員控室
141	会議テーブル	1	台	B1F	B1F-清掃員控室
142	スツール	2	脚	B1F	B1F-清掃員控室
143	ポールハンガー	1	台	B1F	B1F-清掃員控室

(令和6年5月24日更新)

すぎはち公園の維持管理業務手順書

1	施設概要等	牟
	ルじしくけんろう	7

- (1)公園面積 4,672.09 m²
- (2) 公園便所 床面積 14.66 m 床材質 100 角ノンスリップタイル貼

腰掛便器3個 小便器1個 手洗器2個

手洗器(大)1個 オストメイト1基

- (3) 公園施設
 - ① 屋内球戯場 床面積 445.23 m²

建築面積 552.18 m²

災害備蓄倉庫床面積 85.57 m²

② 照明灯

(屋内球戯場) コーナーライト 直付型 40 形 8台

避難口誘導灯 5台

通路誘導灯 1台

非常灯 40W 4台

高天井用器具 マルチハロゲン 400 形 20 台

(公園) 公園灯 (H=4.5m) LED56W 10 基

便所 LED 15.9W 7台

倉庫 LED 15.4W 1台

③ 一般電気設備

(公園) 電灯・動力設備 分電盤1面(公園)

動力設備 制御盤1面(流れ)

電灯・動力設備 分電盤1面(トイレ)

コンセントポール

ハンドホール (450×450) 8基

 (900×900) 2基

1基

(屋内球戲場) 動力設備 分電盤1面

電灯設備 分電盤1面 自動火災報知設備 1式

エアコン 2台

防犯カメラ 4台(屋根付球戯場2台、公園2台)

- (4) 樹木等
 - ① 樹木

高木22 本既存樹高木5 本中低木1,258 本

地被類	290 鉢
芝生	164 m²
種子吹付	928 m²

② 排水施設

横断溝	舛	1基
集水桝		19 基
塩ビ桝		21 基
浸透桝		35 基
汚水桝		3 基
人孔		4 基
排水管	VU100	1.9m
	VU150	139. 4m
	VU200	78.9m
	VP100	71.6m
浸透管		349.9m
U型側	冓	62.8m
横断構		1 箇所

③ その他

流れ (40 ㎡)、水飲み 1 基、立水栓 1 基、背付ベンチ 5 基、背無ベンチ 4 基、自然石ベンチ 1 基、ウッドデッキベンチ 4 基、縁台 2 基、パーゴラ 1 基、野外卓 3 基 (ベンチ 6 基含)、複合遊具 1 基、健康器具 3 基、ウッドデッキ 50 ㎡

2. 公園の維持管理

(1) 清掃

ア 週3回以上、園内及び公園に接する周辺道路を清掃し良好な状況を保持すること。また、 利用者や近隣の方からの要望に応じて随時清掃等を行うこと。

- イ 箒・熊手等状況に適した用具により、ごみ・危険物の除去を行う。
- ウ 落ち葉時期(10·11·12月)は適宜増員し、園地外に飛散した葉から優先的に除去すること。
- エ 車両や大型機器を使用するときは、「清掃作業中」である旨の表示を車両等に掲示し、利用 者の安全に配慮すること。
- オ ベンチや遊具等の公園施設で汚れが沈着している施設については、必要に応じて特殊洗浄 等のメンテナンスを実施すること。

(2) 便所清掃

ア 1日1回以上(年末年始含む)定時に清掃し、トイレットペーパーの補充を行うこと。汚れを発見したときは随時清掃する。

イ 便所清掃は、雑巾・タワシ・ブラシ等状況に適した用具及び専用洗剤(業務用トイレ用クレンザー等)を使用して汚れを落とす。(便器、建物内外の壁、仕切板、扉、天井、荷物棚、手洗い、床等)

- ウ 清掃後、床面は水切り処理を行い、周囲に洗浄水を滞留させないこと。
- エ 毎月1回便器に付着した黄ばみを落とすこと。
- オ 尿石など小便器排水管への付着物は定期的に管洗浄剤 (PPスルー等) を使用し、洗浄を 行うこと。
- カ 異臭の酷い所は、消臭処理を行うこと。
- キ 便器・手洗い・床排水などのつまり、便所内落書き等を発見したとき・通報があったとき は、簡易なものについては除去すること。困難な場合(排水管の破損やペンキによる落書き など)は、速やかに管轄の公園緑地事務所に連絡すること。
- ク 清掃作業は、利用者の迷惑とならないよう配慮し、「清掃中」の旨の表示を明示する。
- ケ 便所については、必要に応じて特殊洗浄等のメンテナンスを実施し、施設の再生を図ること。(便所・便所の床面・天井・外壁等)

(3) 流れの保守管理

稼働期間:7月~9月までのうちの2ヶ月間で、時間は9時30分から16時30分を基本とする。稼働期間等については管轄の公園緑地事務所担当者と事前に協議すること。

ア 日常管理

- ・流れの稼働期間中、塩素濃度を毎日、午前・午後各 1 回測定・記録し、適切な値となるよう調整する。
- ・減菌器の塩素残量を定期的に確認し、適宜補充する。
- ・汚れの多い時期や汚れを発見した時・通報があった時はごみの除去や清掃を行う。

イ 電気・設備保守点検

- ・制御版の機能保持と正常作動の確保に必要な、調整・点検・清掃に関する作業を行うこと。
- ・循環設備の機能保持と正常作動確保に必要な保守点検を行うこと。
- ・設備機具の機能低下を発見または修理必要箇所を発見した場合は、速やかに連絡をすると ともに報告書を提出すること。
- ・電気・設備保守点検は、電気事業法施工規則に規定する電気技術管理者を定め、稼働中は 月1回行い、月ごとに点検結果の報告書を提出すること。

ウ 流れ清掃作業

- ・作業はポンプの作動を停止し、水を抜いた後で行うこと。
- ・流れに属する排水ピット、マスも作業範囲に含む。
- ・床、壁面は高圧洗浄機等で清掃すること。
- ・作業後は水を流しポンプを作動させ、正常運転を確認すること。
- ・流れ清掃は月2回以上行うこと。

工 濾過槽清掃

- ・濾過槽の床、壁面は高圧洗浄機等で清掃すること。
- ・ 濾過槽内の泥土は全て除去するとともに、ダストバケット、ストレーナーの清掃をすること。また、清掃終了後は必ず操作盤、バルブ等の調整を行うこと。
- ・濾過槽清掃は、月1回行うこと。

(4) 排水桝・側溝の維持管理

排水枡及び側溝を定期的に点検し、土砂などの堆積が多い場合は取り除き排水の妨げになら

ないよう確認すること。

(5) 除草・草刈・芝刈

雑草の生育状況を常に把握し、雑草の生育状況を常に把握し、6月・8月・10月を目安に繁茂しないよう早めに施工する。作業の範囲は園内全域とし常に公園内を良好な状況に保持すること。

<除草>

人力で低木下、中高木根際、舗装等隙間の雑草などを根まで抜き取る作業(年3回以上)。 なお、除草剤・殺虫剤の使用は禁止する。

<草刈>

乗用式刈払機又は肩掛け式刈払機や鎌を用い、植込みに生える雑草などの地上部を刈り取る 作業(年3回以上)。

(6) 樹木の手入

適宜剪定等を行い、樹木が常に良好な状態に維持すること。なお、樹木維持管理の業務責任者は、造園施工管理技士2級以上を有し、かつ公園等の樹木維持管理業務の実務経験が3年以上であること。

<樹木剪定・低木刈込>

枝の密集した場所は中透かしを行い、むれ枝を除去し、古枝の更新を行う。上枝を強く、 下枝を弱く刈り込む手入れ。

<生垣の手入>

徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両端を刈り込み、天端をそろえる作業。枝葉の疎な部分には必要に応じ枝の誘引を行う。

ア 中木剪定・生垣は年1回以上、低木刈込は年2回以上行う。

イ 剪定枝の処理は、清掃業務のごみには入れず、再生資源化施設(極力区内または都内の 施設)に持ち込むこと。

(7) 遊具の点検業務

年1回、(社)日本公園施設業協会認定の専門技術者(公園施設製品安全管理士及び公園施設製品整備技士)により、遊具点検を行う。

ア 業務内容

- ・遊具の安全に関する基準 (JPFA-SP-S:2014) の「遊具の定期点検業務仕様書」に基づき遊 具点検を実施し、点検業務報告書を作成すること。
- ・点検の対象は各遊具および安全マット等付属物、設置面、着地面とする。
- ・点検作業中は、公園利用者等に危険の無いよう十分に注意するとともに、安全対策を講じること。
- ・「社団法人日本公園施設業協会」の賠償責任保険制度、請負者賠償責任保険及び生産物賠償 責任保険に加入すること。

イ 点検方法

- ・点検前に現状の遊具の全景写真を撮影すること。点検項目により点検箇所の近景を撮影すること。
- ・設置面を目視にて確認、危険性のあるものは取り除き、処分等に費用のかかるものについ

ては別途協議すること。

- ・点検内容には、ビス、ナット等の増し締め、グリス等の注油を含むものとする。
- ・遊具の木材部、鋼材部、金具類(接続部を含む)の腐食に関しては、目視、触診の状態で 判断する。ただし、現場状況に応じ、必要とされる場合は打音検査、肉厚等の測定を実施 すること。木材部は地際、表面の腐食はもとより、内部の腐食も留意、想定し、慎重に点 検すること。
- ・基礎等のぐらつき、鋼材部、木材部の腐食については、目視、触診にて確認する。
- ・ボルト接合部に関しては、レンチにて確認する。
- ・点検中に緩みがあった場合はまし締めを行う。
- ・プラキャップや埋木等で、ボルトやナットが隠れている場合は、それらをはずして点検すること。
- ・ボルト類が抜け落ちている場合や、その他の状況で損失している場合は、担当者に速やか に連絡すること。
- ・ブランコ等の動作主要部分は、正常に働いているか、耐久性に問題がないか注意して確認 すること。
- ・点検中に危険性、緊急性の高いものを発見した場合は、即時に管轄の公園緑地事務所に連絡し、使用禁止等の安全処置を行うこと。点検業務報告書に処置内容について記入すること。
- ・遊具本体を単体として捕らえるのではなく、他の遊具との関連、安全領域、利用者の動線 も検討し点検すること。
- ・点検業務報告書には現地調査で得られた各種状況に対する判定を総合的に勘案して、その 施設の健全度について、以下の4段階で判定すること。
- A 全体的に健全である。緊急の補修は必要ないため、日常の維持保全で管理するもの。
- B 全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。緊急の補修の必要性はないが、維持 保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
- C 全体的に劣化が進行している。現時点では重大な事故につながらないが、利用し続ける ためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
- D 全体的に顕著な劣化である。重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要なもの。

3. 屋内球戯場における業務内容

- (1) 施設の運営、管理に関する業務
 - ア 施設の開閉場
 - イ 照明、空調施設を適切に使用し、電気料の適正な管理及び支払い
 - ウ 利用統計集計、個人情報の保護及び情報公開に関すること、苦情、要望等への対応
 - エ 杉並区環境及びエネルギー管理取扱要綱に関すること
- (2)維持管理業務
 - ア 施設、付属設備の維持管理業務
 - 施設、付属設備の維持管理については、最新の「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」

に準拠し、運営・保守点検業務を行うこと。

- ・管理範囲における施設内外の美化及び衛生管理(定期清掃、日常清掃、メンテナンス)
- ・空調管理、排水管理、ねずみ昆虫等の点検・防除
- ・廃棄物処理(施設で発生する廃棄物については、区が指定する収集方法に基づき処理をすること。また、区が推進するリサイクル事業に協力をすること。)
- ・機械設備、電気設備及び付帯設備の日常運転並びに定期保守点検管理
- ・監視カメラ保守点検
- 保安警備
- ・防犯カメラの点検
- ・施設の照明器具の管球について、切れたものについて随時交換すること。
- ・その他、施設・設備を保持するために必要な施設維持管理業務 以下の業務については、最新の「杉並区保守点検業務委託等特記仕様」に基づき、維持 管理の質を落とさないよう業務を行うこととする。

業務別特記仕様書の内容:建物総合管理業務、清掃業務、機械警備業務、電気設備保守 点検業務

イ 清掃

・清掃と床板点検(毎日)

体育館専用のモップで、床表面の土砂、ほこり、ゴミ、汚れを乾拭きして除去し、清潔に保つこと。水拭きはせず、汚れ除去のために水や洗剤を使う場合も、固く絞った雑巾で拭き、汚れの除去後は乾いた布で水分をふき取ること。日常清掃の際に、床板の傷、割れ、反り、浮き、目違い(段差)、木栓(だぼ)の浮き、抜けの有無を点検する。そのほか、歩行時に床鳴り、緩み、たわみを感じるか点検する。異常を発見した場合は、速やかに処置すること。また、危険な場合は使用禁止の処置をとり、できるだけ速やかに区へ報告する。さらに月1回、定期点検を行い、点検報告書に記載すること。

・ワックスの塗布

平成 29 年 5 月 29 日付「29 施施企第 2 号」文部科学省通知「体育館の床板の剥離による 負傷事故の防止について」に即し、必要に応じて年 1 回行う。ワックスを塗布する際は、 ワックス塗布に伴う水分の影響により床面に不具合が生じないよう、注意すること。また 剥離作業は行わないこと。ワックスはシックスクール配慮型で体育館占用のものを使用す ること。実施については区と協議のうえ、決定する。

窓拭き

適宜、休場日に実施すること。実施時期については、事前に区と協議し、危険防止等に 留意して行うこと。

4. 廃棄物処理等

- (1) 清掃により発生したごみは、清掃関係法令に基づき収集・運搬・廃棄すること。
- (2) ごみの収集・運搬にあたっては、自ら許可を受けた車両で処理施設に持ち込むこと。
- (3)巡回中に園内等の放置物(粗大ごみ・放置自転車・バイク・不法投棄など)があった場合は、 貼付した日付と撤去予定日(貼付した日から1週間後)を記入した警告書を貼付すること。警告札

を貼付後、1週間を経過した放置自転車・バイクについては、防犯番号・車体番号等を記録し、 最寄りの交番に連絡を行い、防犯番号、車体番号を伝えると共に所有者の引き取り対応を依頼 すること。所有者不明の放置物(粗大ごみ・放置自転車・バイク・不法投棄など)については、区 の指定する保管期間終了後に処分を行う。放置バイクについては、交番への連絡終了後、速や かにみどり公園課管理係へ報告すること。